

## 第2章 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる町土をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する。

### 第1節 災害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の町土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他町の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。（災害対策基本法第8条）

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力する。

#### 第1 避難所・避難路の整備

##### 1 避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる学校、体育館、公民館等の公共施設の整備に努めるものとする。  
また、洪水時における避難所の収容能力不足が懸念されるため、ミニ防災ステーションを国・県と連携し整備に努める。

##### ※【資料編】避難所一覧

##### 2 避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町道等の整備に努めるものとする。

##### 3 火災延焼防止のための緑地整備

###### (1) 避難所の緑化

避難所として利用される公共施設、学校等に、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、緑化を推進し、災害に強い緑地の整備に努める。

###### (2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで災害に強い緑化づくりを推進する。

#### 第2 建築物の安全性の確保

##### 1 防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設

について、風水害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（町役場）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（警察署、消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健センター）
- (4) 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（介護老人福祉施設）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

## 2 建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

※【資料編】防災関係機関及び連絡窓口、防災中枢機能一覧、災害時要援護者施設一覧、避難所一覧、医療機関一覧

## 第3 災害時要援護者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「災害時要援護者」が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、町、防災関係機関及び災害時要援護者が入所する施設の管理者は、平素より連携して災害時要援護者の安全を確保するための対策を行うものとする。

### 1 町の措置

- (1) 災害時要援護者の実態把握

町は、自主防災組織（行政区）、民生児童委員、消防機関等と連携して、平素から区域内に居住する災害時要援護者の名簿を作成して災害時の避難誘導、救助活動等に活用する。

なお、掌握した名簿等を避難誘導、救助活動等に利用する場合でもプライバシーには、十分留意するものとする。

- (2) 緊急連絡体制の整備

町は、災害時要援護者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに緊急連絡体制の確立を図る。

また、町及び福祉関係者等は、災害時要援護者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について検討する。

- (3) 避難体制の強化

町は、災害時要援護者の避難に関して、以下の点に留意して「災害時要援護

者の避難支援ガイドライン」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定・整備を行うなどの地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組む。

ア 避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示が災害時要援護者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難誘導体制の整備

災害時要援護者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

ウ 災害時要援護者が参加する防災訓練の実施

災害時に災害時要援護者の避難誘導が適切に実施されるよう災害時要援護者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

エ 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定にあたっては、社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、災害時要援護者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

オ 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組み事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

(4) 環境整備

町は、災害時には全町民に対して、避難先を呼びかけるとともに、避難場所がわかりやすいように避難案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

(5) 人材の確保

町は、災害時要援護者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

**※【資料編】福祉避難所一覧**

**2 災害時要援護者施設の安全性の確保**

(1) 施設の安全性の強化

施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、施設の安全性の維持、強化を図るものとする。

町内の災害時要援護者施設（児童福祉施設、介護保険等施設など）は、資料編のとおりである。

※【資料編】災害時要援護者施設一覧

(2) 災害時要援護者施設の防災体制整備

施設の管理者は、次のとおり防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織等との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実

(3) 町の支援

町は、災害時要援護者施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- ア 災害時要援護者施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
- イ 防災気象情報の提供
- ウ 避難の勧告・指示の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
- エ 災害時要援護者施設に対する避難の勧告・指示の伝達体制の整備
- オ 緊急時における町と災害時要援護者施設との連絡体制の整備
- カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や行政区（自主防災組織）等の協力を含む。）
- キ 災害時要援護者施設における防災教育への協力

(4) 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、災害時要援護者施設における防災体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と災害時要援護者施設との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織等の協力を含む）
- ウ 災害時要援護者への防災教育・啓発の協力

(5) 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、災害時要援護者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するよう努める。

## 第4 治水対策

町内を流れる一級河川は、利根川、渡良瀬川及び谷田川などがあり、いずれも国及び県が管理するものである。町は内水を含む対策を行うとともに、国、県に協力して一級河川の改修工事等を促進し水害防止を図るものとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

### 第1 避難誘導体制の整備

#### 1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報等を指定避難場所への避難や広域避難をする住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 町は、警報及び高齢者等（※1）避難（広域避難）開始情報、避難指示の内容を指定避難場所への避難や広域避難をする住民に対し、防災ラジオ、いたくらお知らせメール、板倉町ホームページ、広報車等により迅速かつ確実に伝達する。

※1 高齢者等とは、高齢のかたや障害のあるかた、妊娠婦や乳幼児等、避難に時間を要するかた及びその支援者を指します。

#### 2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、消防機関、警察機関等と協議して避難誘導に係る計画を作成する。
- (2) (1) の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 高齢者等避難（広域避難）開始情報、避難指示を行う基準
  - イ 高齢者等避難（広域避難）開始情報、避難指示の伝達方法
  - ウ 避難所・避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
  - エ 避難経路及び誘導方法
- (3) 町は、高齢者等避難（広域避難）開始情報、避難指示を行う基準の設定に当たっては、当該基準の具体化に努める。

### 3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して広域避難も含め住民の避難誘導訓練を実施する。

### 4 避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平當時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 高齢者等避難（広域避難）開始情報、避難指示を行う基準
  - (2) 高齢者等避難（広域避難）開始情報、避難指示の伝達方法
  - (3) 避難所・避難場所の名称、所在地、対象地区
- ※ 洪水災害における避難先は、町外への広域避難先（避難場所）を優先する。広域避難先（避難場所）は、ハザードマップに従い、栃木市、加須市、邑楽町などの浸水しないエリアとする。
- (4) 避難経路
  - (5) 避難時の心得

### 5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

### 6 災害時要援護者への配慮

町は、災害時要援護者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう地域の災害時要援護者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに災害時要援護者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、町及び福祉関係者等は、災害時要援護者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

## 第2 火災予防体制の整備

### 1 消防体制

#### (1) 構成

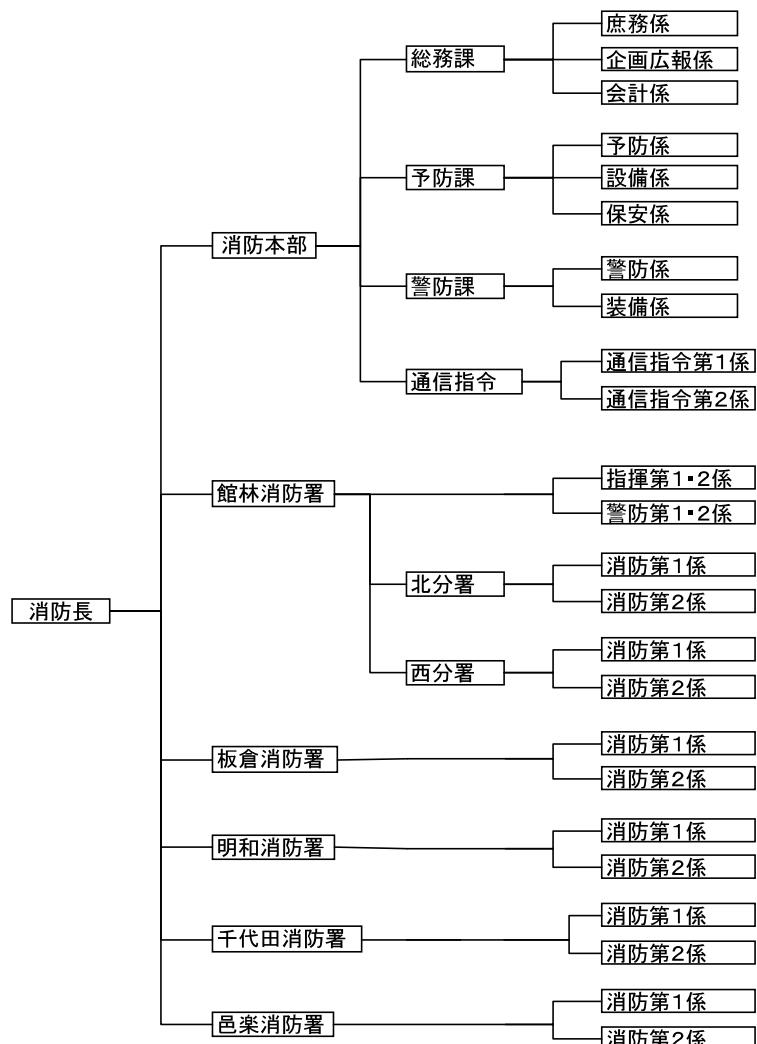
本町の消防体制は、常備消防である館林地区消防組合消防本部及び板倉消防署と非常備消防である板倉消防団から構成されている。

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、館林地区消防組合消防本部と連携を図るとともに、板倉消防署及び板倉消防団は一体となって活動するものとする。

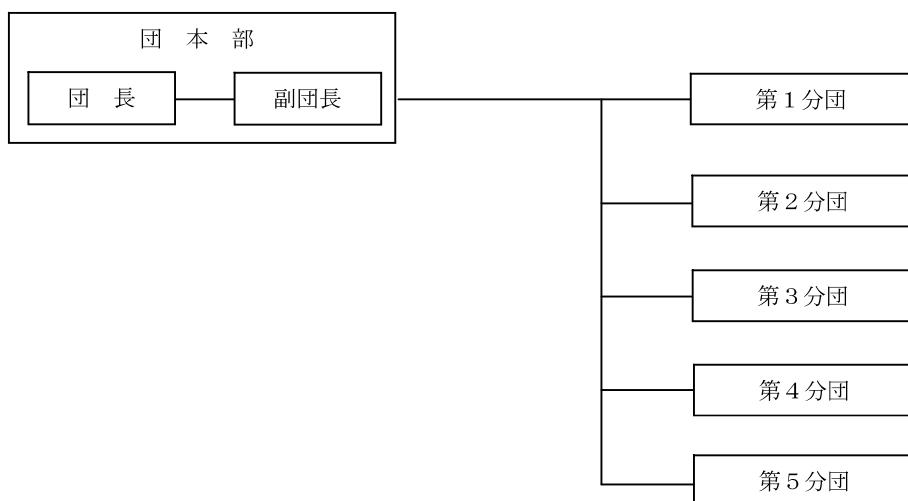
#### (2) 組織

##### ア 館林地区消防組合

(次ページのとおり)



#### イ 板倉消防団



## 2 火災予防対策

### (1) 一般家庭に対する指導

町は、館林地区消防組合消防本部の協力を得て、一般家庭に対し、災害時ににおける火災防止思想の普及並びに消火に必要な技術等の教育に努める。

### (2) 防火管理者の育成

館林地区消防組合消防本部は、防火管理者に対し、防火管理者の講習会において災害等の防火教育に努める。

### (3) 予防査察の強化指導

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

#### ア 定期査察

年間計画を樹立し、管内の対象物を定期的に査察するほか、年末年始等隨時行う。

#### イ 特別査察

消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。

#### ウ 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。

#### エ 住宅査察

住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

### (4) 防火対象物点検制度の推進

館林地区消防組合消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火対象物定期点検報告制度の推進を図る。

### (5) 火災予防運動の設定

町は、館林地区消防組合消防本部と連携して、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することにより、町民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

## 3 消防力の充実強化

### (1) 消防組織

町は、消防施設・整備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織及び婦人防火クラブの充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

### (2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所等において初期消火活動が十分に發揮できるよう、消火器、可搬式小型ポンプ等の整備を推進する。

また、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらに、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動及び救助活動を円滑に進めるために、施設の耐震化にも努める。

(3) 消防水利等の整備

消防力強化の基盤となる消防ポンプ置場等、さらには消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮するとともに、川や池等の自然水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 消防団員の訓練

消防団員等に対して、次のように訓練等を実施する。

- ア 消防用機械器具訓練
- イ 放水演習
- ウ 災害応急対策訓練
- エ 人命救助訓練
- オ 出動訓練
- カ 危険物火災防ぎょ訓練

(5) 自衛消防力の強化

- ア 自衛消防組織の確立

町は、防火管理者等の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

- イ 予防消防力の強化

自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から住民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

### 第3 災害危険区域の災害予防

#### 1 重要水防区域

重要水防区域は、館林地区消防組合が定める水防計画によるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部と密接に連絡し、その業務を処理する。

#### 2 浸水想定区域

町は、水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川の浸水想定区域において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとする。

本町は、国において「利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域」、

「利根川水系渡良瀬川浸水想定区域」、県において「利根川水系谷田川浸水想定区域」が指定されている。

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法については、風水害等対策編第3章第10節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

(2) 避難場所

洪水時の避難場所については、風水害等対策編第2章第1節第1「避難所・避難路の整備」を準用する。ただし、河川の決壊又は溢水による浸水が想定される区域にある避難場所については、洪水時の避難場所から除くものとする。

(3) 浸水想定区域内の施設等

浸水想定区域内にある災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、町に提出するよう努めるものとする。

(4) ハザードマップの作成

町は、浸水想定区域及び上記(1)から(3)までの事項を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民に配布するものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。

### 3 内水氾濫による水害

本町は、平坦な土地であり自然排水が難しい地形であるため、農業用水路の流下能力を超えた排水量の流入によっては溢水（いっすい）による被害が発生する恐れがある。

内水排除は、利根川・渡良瀬川の外水位が高いときに排水機場を稼働し、ポンプにより強制排水を行う。

町は、国及び県と連携し排水機場の維持管理に努めるとともに計画的な排水路整備を推進していく。

### 4 急傾斜地崩壊危険区域

町は、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとする。

※【資料】急傾斜地崩壊危険区域

## 第4 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、県、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

## 1 通信手段の現況

### (1) 県防災行政無線

県は、群馬県防災行政無線ネットワークを整備し、本町には端末器が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

### (2) 災害時優先電話

町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集は、一般加入電話により行うものとするが、一般加入電話が使用できない場合は、災害時優先電話を使用する。

町は、次の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

#### 周 知 事 項

- ①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ②災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

#### ※【資料】災害時優先電話一覧

## 2 通信連絡体制の整備

大規模災害時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策を推進する。

- (1) 通信施設の点検・整備の実施
- (2) 予備電源の確保
- (3) 通信施設の耐震化、免震化の強化・推進
- (4) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (5) 通信施設が被災した際の復旧体制の確立

## 3 通信機器整備計画

災害により、一般有線電話の途絶又はふくそうにより通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

- (1) 警察無線
- (2) 消防無線
- (3) 携帯電話
- (4) パソコン通信
- (5) 衛星電話
- (6) 防災行政無線（移動系）
- (7) アマチュア無線

## 第5 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の募集基準、連絡手段及び募集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくものとする。

### 1 職員の非常招集体制の整備

町は、次により職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

- (1) 招集基準の明確化、連絡手段の確保、募集手段の確保、募集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 円滑な募集ができるよう、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

### 2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のための「災害初動マニュアル」を作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

## 第6 防災関係機関との連携体制の整備

町は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関との応援協定を締結する等、平常時から連携を強化しておくものとする。

### 1 町における応援体制の整備

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内外市町村を始め関係機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本町における応援協定の締結状況は資料編に掲げるとおりである。

#### ※【資料編】災害に関する協定一覧表

### 2 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 町は、自衛隊（陸上自衛隊第12旅団）への災害派遣要請の県への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってのヘリポート、派遣部隊の宿泊施設の整備を図るものとする。

### 3 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、飲料水、燃料・生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

#### 4 救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努めるものとする。

##### ※【資料編】ヘリポート適地一覧

### 第7 防災中枢機能の整備

#### 1 防災中枢機能の整備

##### (1) 消防用施設の整備

災害発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設の整備を図る。

##### (2) 通信施設の整備

災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため、通信施設の点検整備を推進する。

##### (3) 町における防災中枢機能の確保

町の防災中枢機能は、資料編のとおりである。町は、災害時において、当該施設が災害応急対策の中核施設として機能するよう整備を推進する。

##### ※【資料編】防災中枢機能一覧

##### (4) 備蓄倉庫の整備

町は、資料編に掲げるとおり、アルファ米等の備蓄物資を備蓄しているが、今後は、備蓄物資のさらなる充実を図るものとする。

##### ※【資料編】備蓄物資一覧

##### (5) 被災者の安全を確保するための施設及び設備等の整備

災害時における飲料水を確保するために、保存水の備蓄、応急給水を行うための給水タンク、運搬車両等を整備すると共に、電源等の確保に必要な自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時でも被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。また、水泳プールなどの水を飲料可能な状態にする浄水機の導入なども広く検討する。

##### (6) 防災上重要な建物の整備

小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建造物、避難施設等、防災上重要な建物で、防災上改築又は補強を要するものの整備を推進する。

#### 2 避難地・避難路の整備

##### (1) 避難地の整備

避難困難地区の解消、収容能力の増強等、避難危険の解消を図るため、安全かつ適正な避難地の確保を図るものとする。

(2) 避難路の整備

多数の住民の安全で円滑な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について拡幅改良、老朽橋の修繕及び架け替えなど、避難路の安全性の向上等を推進する。

**3 緊急交通路等の整備**

(1) 緊急交通路の整備

緊急交通を確保するため、災害により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

また、自衛隊や県防災ヘリコプターの派遣を要請するような事態に備え、町のヘリポートの整備を図る。

(2) 消防活動の困難を解消するための道路整備

住宅地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

**第8 救助、救急及び医療活動体制の整備**

**1 救助・救急活動体制の整備**

(1) 救急・救助用資機材の整備

ア 町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するものとする。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

**2 医療活動体制の整備**

(1) 災害拠点病院

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」が指定されている。町内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮するものとする。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

**※【資料編】医療機関一覧**

## 第9 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

### 1 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時ににおけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

#### ※【資料編】ヘリポート適地一覧

### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県が、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」において、資料編に掲げるとおり緊急輸送道路を指定している。

したがって、町では、これらの道路に連絡する町道等の整備を推進するものとする。

#### ※【資料編】緊急輸送道路一覧

### 3 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

#### ※【資料編】災害に関する協定等一覧

## 第10 避難収容活動体制の整備

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、町は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

### 1 避難所の選定

町は、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、また地域の人口の変化など地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに他市町村との相互応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

選定に際しては、次の点などに留意する。

- (1) 住民にとって身近な施設にすること。

- (2) 二次災害などのおそれがないこと。
- (3) 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- (4) 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。
- (5) 環境衛生上問題のないこと。

## 2 避難路の指定

町は、あらかじめ避難路を設定し、住民の安全な避難が行われるよう努める。避難路の設定は、次のような条件を踏まえ定めるものとし、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識等の整備に努めるものとする。

- (1) 十分な幅員の確保
- (2) 万一に備え、複数路の確保
- (3) 浸水、地すべり等の危険箇所のない経路

## 3 事前周知

町は、あらかじめ定めた避難所及び避難路を次の方法等により周知徹底を図る。

- (1) 広報紙、ハザードマップの配布
- (2) 表示板、案内板の設置
- (3) 町ホームページ

## 4 施設・設備の整備

町は、避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るものとする。

## 5 物資の備蓄

町は、指定された避難所又はその近傍で、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

## 6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

- (1) 地域の実情に応じた避難所、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 集団的に避難する場合の避難所（施設）の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (3) 災害時要援護者の避難誘導方法

### ※【資料編】避難所一覧

## 第11 食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

### 1 備蓄計画

- (1) 町は、アルファ米等の備蓄物資を資料編に掲げるとおり備蓄している。  
また、各家庭においては、最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄する

よう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

- (2) 備蓄品目は、災害時要援護者の特性にも配慮して決める。

特に、食料については、通常の食事を摂取できない災害時要援護者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。また、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

## 2 調達計画

町は、災害時に必要とされる飲料水や関連資機材などの調達について、一般事業者等との協定を締結している。

また、民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

### ※【資料編】災害に関する協定等一覧

## 第12 広報・広聴体制の整備

### 1 広報体制の整備

- (1) 町は、総務課（災害対策本部設置時は防災総括班）を広報担当部署と定め、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象状況、被害状況、二次災害の危険性、応急対策の実施状況、住民、関係団体等に対する協力要請、避難の勧告又は指示の内容、避難所の名称・所在地・対象地区、避難時の注意事項、受診可能な医療機関・救護所の所在地、交通規制の状況、交通機関の運行状況、ライフライン・交通機関の復旧見通し、食料・飲料水、燃料・生活必需品の配給日時・場所、各種相談窓口、住民の安否

イ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ（NHK、群馬テレビ、ケーブルテレビなど）、ラジオ（NHK、エフエム群馬など）、テレホンサービス、広報車、町ホームページ、新聞、チラシ、掲示板、安全安心メール、エリアメール

ウ 広報媒体の整備検討を図る。

広報車、防災行政無線等

エ 災害時における報道要請及びその受け入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

### 2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、窓口を総務課（災害対策本部設置時は防災総括班）に置き、広聴体制の整備を図るものとする。

### 第13 防災訓練の実施

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と防災活動における実践的能力のかん養を図り、併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施する。

#### 1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等と合同し、自主防災組織、住民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

#### 2 個別訓練

町は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

##### (1) 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。なお、訓練後は実施効果の検証を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ 集合人員の確認点検
- エ その他必要事項の確認点検

##### (2) 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の鍛成及び習熟を目的として消防訓練を実施する。

また、各行政区は、消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の消火能力等の向上に努める。

##### (3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難勧告・指示の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、自主防災組織、住民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施にあたっては、災害時要援護者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

##### (4) 水防訓練

町及び水防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

##### (5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

### 3 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

### 4 実践的な訓練の実施

町は、防災訓練の実施に当たっては、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

## 第3節 住民等の防災活動の促進

### 第1 防災思想の普及

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の普及、向上を図り、また住民に対し防災知識の普及、地域の実情に応じた災害予防教育を実施し、災害の防止又は軽減を図るものとする。

#### 1 広報担当者

防災知識の普及については、総務課が行うものとする。

#### 2 普及及び広報の方法

防災知識の普及及び広報は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

- (1) 広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）
- (2) 洪水防災DVD等の貸出
- (3) 広報車による町内巡回
- (4) 災害写真の展示等
- (5) 行政区分別防災講習会等の開催
- (6) 防災週間などに合わせての防災訓練の実施
- (7) 消防署及び消防団員による巡回指導
- (8) 自主防災組織による広報、伝達活動

#### 3 普及及び広報の内容

防災知識の普及及び広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 板倉町地域防災計画の周知

町は、地域防災計画に基づいてその概要の周知を行うものとする。

- (2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される災害現象等について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、また発生しようとしたときにおいて、各世帯で特に承知し、又は準備しておく次の事項について徹底するよう努めるものとする。

- ア 気象注意報・警報等の種別とその対策
- イ 避難する場合の携行品
- ウ 避難予定場所と経路等
- エ 災害時に家庭で準備すべきもの
- オ 被災世帯の心得ておくべき事項

(4) 職員に対する防災教育

町は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう、「災害初動マニュアル」を作成し、職員に対し研修会、講習会等を実施するとともに他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

- ア 災害に対する基礎知識
- イ 板倉町地域防災計画の内容の周知
- ウ 実施すべき災害時の応急対策の内容
- エ 災害用備蓄資器材使用方法の周知
- オ 災害時における個人の具体的役割と行動

(5) 住民に対する防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、住民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全、命は自らで守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、町は、次に掲げる事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

- ア 風水害及び雪害の危険性
- イ 家庭防災意識の向上
  - 災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。
  - 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割  
(誰が何を持ち出すか。災害時要援護者の避難は誰が責任を持つか。)
  - 家族間の連絡方法
  - 避難所及び避難路の確認
  - 安全な避難経路の確認
  - 非常持出し品のチェック
  - 災害時要援護者の避難方法
  - 気象情報、避難勧告・指示情報等の入手方法
- ウ 非常持出し品の準備

○3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

○貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

○応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）

○携帯ラジオ

○照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

○衣類（下着、上着、タオル等）

エ 避難時の留意事項

○急傾斜地など崩落のおそれがある箇所や河川池沼などに近づかない

○避難方法

・徒歩で避難する。

・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

オ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

キ 正しい情報の入手

○ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

○町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

ク 電話に関する留意事項

○不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

○災害発生時、東日本電信電話㈱の電話がつながりづらくなった場合は、「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板（web171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」などを利用する。

(6) 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練や水防学校等を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

(7) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに防災講習会などの研修を通して等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(8) 防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟

を図るものとする。

(9) 災害時要援護者等への配慮

防災知識等の普及にあたっては、災害時要援護者及び要言語支援外国人等にも配慮し、次の事項について実施に努める。

- ア 外国語パンフレット等の作成、配布
- イ 障害者、高齢者の日常生活用具の確保
- ウ 介護者の確保及び役割の確認
- エ 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

(10) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等に男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 第2 住民、事業所の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、町を挙げて防災活動を推進するものとする。

また、町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

### 1 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施するものとする。

区分	実施事項
平常時から実施する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①防災に関する知識の習得</li><li>②家族間での防災の話し合い</li><li>③災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認</li><li>④対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入</li><li>⑤家屋の補強等</li><li>⑥家具その他落下倒壊危険物の対策</li><li>⑦飲料水、食料、日用品、衣料品、燃料等生活必需品の備蓄（3日間備蓄の励行）</li></ul>

	⑧非常持ち出し物資の準備・点検
災害発生時に実施する事項	平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。 ①正確な情報把握 ②火災予防措置 ③適切な避難 ④自動車運転の自粛
災害発生後に実施が必要となる事項	①出火防止及び初期消火 ②負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ③秩序ある避難生活 ④自力による生活手段の確保

## 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、行政区等を単位に、災害から自ら守るとともに、お互い助け合うという意識のもと、住民が団結し組織的に行動することがより効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

### (1) 自主防災組織の主な活動内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 応 急 活 動
①防災知識の普及、啓発 ②火気使用設備器具等の点検 ③防災に必要な物資及び資器材の備蓄 ④防災訓練の実施 ⑤応急手当等の習得	①情報の収集及び伝達 ②出火防止及び初期消火 ③災害時要援護者をはじめとする住民の避難・誘導 ④被災者の救護・救出その他の救助 ⑤給食及び給水等

### (2) 自主防災組織の育成・指導

現在、各行政区に自主防災組織が組織されており、各種自主防災活動を行っている。町は、自主防災組織に対し、自主防災リーダーの育成・指導、防災活動に必要な資器材の整備等の助成に努める。

## 3 事業所等の防災活動

事業所等の防災責任者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集、伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護体制の確立
- (7) 飲料水、食料、燃料・生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

### 第3 ボランティア活動の環境整備の促進

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するものとする。

#### 1 ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、町社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

#### 2 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。